

令和  
3年度

大幅拡充

# 新型コロナウイルス感染症対策資金

江東区では、現在実施している新型コロナウイルス感染症対策資金を令和3年度より制度の拡充を実施します。借入限度額の拡充、返済期間の拡大を実施しますので、詳細は本紙や区HPをご覧ください。

**借入限度額 2,000万円**

これまでの限度額1,000万円から2,000万円に拡充しました

**返済期間 9年以内**  
**(据置24か月含む)**

これまでの返済期間は最大6年以内(据置12か月含む)でしたが、  
最大9年以内(据置24か月含む)に拡大しました

**利子自己負担 2年目まで0%**  
**3年目～0.3%**

ほかにも、事業者の方が利用しやすくなるよう制度改正を実施しました。

**借換が可能に！**

これまでは借換ができませんでしたが、本融資制度(新型コロナウイルス感染症対策資金)をすでに利用している事業者に限り、借換が可能となります。

※借換が利用できるのは1度のみです。

**追加融資もしやすく！**

これまで据置期間中の追加融資はできませんでしたが、今後は据置期間中(返済開始前)でも追加融資が可能となります。※追加融資は3回までです。

《注意事項》

追加融資、借換を両方利用することも可能ですが、**限度額は全体で2,000万円**です。

(例) ①1,000万円借受中 → 追加融資の場合 限度額：1,000万円  
②500万円借受中 → 追加融資+借換の場合 限度額：1,500万円

## ご利用資格

- 区内に住所または主たる事業所が1年以上ある中小企業者の方
- 区内で所得税(法人税)の申告をし、完納していること
- 申込日時時点で納期の到来している特別区民税・都民税(法人都民税)を完納していること
- 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- セーフティネット保証4号・5号の認定をうけていること(認定有効期限内のもの)

# 申請方法

以下の書類を揃え、下記「お問合せ先」まで **郵送** にてご申請ください。  
送付いただいた書類に不備等がなければ、後日金融機関にご提出いただくための紹介書を郵送いたします。**返信用レターパックを同封して**、レターパックなど追跡可能な郵便物で送付してください。（提出書類は全て返却します）

No	法人	個人	法人・個人により提出いただく書類が異なりますので、ご注意ください。
1	○	○	江東区中小企業融資申込書（区HPよりダウンロード可） ※法人及び代表者個人の <b>実印</b> を申込書（代表者名欄、連帯保証人欄）にそれぞれ押印
2	※	※	※借換のお申込みをする場合は必要 借換依頼書（区HPよりダウンロード可） ※法人及び代表者個人の <b>実印</b> を申込書（代表者名欄）にそれぞれ押印
3	○	○	最新の法人税または所得税確定申告書及び決算書の <b>写し</b> （税務署の受付印のあるもの） ※電子申告にて確定申告を行った方は、受信内容通知（メール詳細）の写しを添付
4	○	—	法人税の納税証明書（ <b>その1</b> ）の <b>写し</b> （税務署で発行）
	—	○	所得税の納税証明書（ <b>その1</b> ）の <b>写し</b> （税務署で発行）
5	○	—	法人都民税の領収書または納税証明書の <b>写し</b> →予定納税をされている場合は「確定」の領収書または納税証明書（ <b>都税事務所で発行</b> ）
	—	○	特別区民税・都民税の領収書または納税証明書の <b>写し</b>
6	○	—	商業登記簿謄本履歴（現在）事項全部証明書の <b>写し</b>
7	○	○	セーフティネット保証第4号（5号）認定申請書（ <b>認定有効期限内のもの</b> ） （区HPよりダウンロード可） 原則として、区コロナ融資を借り受け時に取得した時と同じ認定書が必要です。 <b>認定済みの方は下記8と9の書類は不要です</b>
8	※	※	※セーフティネット第4号（5号）認定申請書を同時にお申込みする場合は必要 申請書に記入した直近月の売上高等の実績が分かる書類（月次試算表・総勘定元帳・売上台帳等） ◇直近月とは、申請月の前月、前月の数字が出ていない場合には前々月。見込みについての資料は不要です。
9	※	※	※セーフティネット第4号（5号）認定申請書を同時にお申込みする場合は必要 前年もしくは前々年同期3か月（※申請月の前月、前月の数字が出ていない場合には前々月）の売上高等の実績が分かる書類（法人概況・月次試算表・総勘定元帳・売上台帳など）

セーフティネット保証（経営安定関連保証）は、景気の低迷などにより経営の安定に支障を来している中小企業者を支援するための保証制度です。認定の緩和基準などもあります。詳細は区HPからもご確認いただけます。

## お問合せ先

〒135-8383 江東区東陽4-11-28  
江東区地域振興部経済課 融資相談係 宛  
03-3647-2331（直通）